

監委第4号

令和8年5月8日

羽島市監査委員 松岡 滋

羽島市監査委員 南谷 清司

羽島市職員措置請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく羽島市職員措置請求に係る監査結果を請求人に通知したので、同条第5項の規定により公表します。

第1 監査の請求

1 請求人

羽島市

佐藤 健

羽島市

2 請求の受付

令和8年3月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。
なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。(添付資料は省略)

1請求の要旨

羽島市長及び羽島市教育委員会が行った岐阜朝鮮学園の補助について、2016年度から2024年度(2017年度をのぞく)の支出について別紙の通り違反又は不当な支出があるため、市において当該各年度における支出額について損害があるので返還を求める

(別紙)

第1請求の要旨

学校法人岐阜朝鮮学園に対し羽島市が交付してきた補助金について、以下の諸点において違法又は不当な公金の支出がなされてきた疑いがある。

1. 令和5年度において、同一の経費に対する複数自治体からの多重補助により、実支出額を超える補助がなされている疑い
2. これまでの財政援助団体等監査において、本来の補助金交付先である学校法人岐阜朝鮮学園に対する監査が十分に行われず、学校法人の書面に依拠し、別団体の教育会の監査報告書のみが出されている状態で承認されてきた事によって、監査報告書を欠いたという問題を看過された状態のまま違法又は不当な支出が看過されてきた疑い
3. 児童生徒向け教材費に対する補助が、補助対象経費の範囲を逸脱した違法又は不当な支出に該当する疑い
4. 補助金交付要綱の運用及び審査体制が長年にわたり緩慢であり、違法又は不当な支出を生じさせる状態が継続している問題

よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、かかる補助金について、これら

の違法又は不当な財務会計行為について監査を求めるとともに、必要な措置を講ずることを求める。

第2請求の理由

1 同一経費に対する多重補填の疑い

(1) 事実の経過

令和5年度において、岐阜朝鮮初中級学校は以下の支出を行った。

- ・放送機器(修繕費):123,200円
- ・教材購入費(A書房):217,434円
- ・合計支出:340,634円

この支出について、岐阜市、大垣市及び羽島市に対し、それぞれ補助金交付申請又は実績報告がなされ、以下のとおり補助金が交付された。

自治体	補助金額	根拠資料
岐阜市	275,000円	令和6年3月14日付実績報告書(資料1)
羽島市	49,500円	羽島市補助金関係書類(資料3)
大垣市	110,000円	令和5年6月23日完了・令和6年3月31日付請求書類(資料2)

これら3市からの補助金合計は434,500円となり、実支出340,634円を93866円上回る結果となっている。この93866円は、関係自治体に対し、返還すべきであるとみられる。羽島市としては、羽島市以外の補助金で全額対象経費をまかなえたとみられることから、49500円の補助金全額を返還請求すべきである。

(2) 自己負担額の説明の矛盾

同一の放送機器123,200円について、各市への申請・報告における学園側自己負担額の説明が以下のとおり食い違っている。

- ・岐阜市提出資料:決算書によると、総支出340,634円(教材217,434円+修繕123,200円)のうち、学園負担65,634円と記載で、275,000円につき岐阜市補助金と書かれている。実績報告書によると、「老朽化した設備(放送機器)の修繕し、校内ベルを正常にさせるようになった。母国語教材を定期的に購入することによって、母国語習得と練習に役立ち、他の学科目の実力向上につながる。」と記載がある。2024年1月12日付のお見積書(B株式会社)、プログラムタイマー修理、そして、2024年3月12日付A書房のお見積書がある。Bのものは、1月26日付で振り込まれており、明細書上は、時間は朝の9時44分に振り込んだとのことである。217434円のA書房に対する支払は、2024年3月12日の領収となっており、領収書のNOが0119とされている。
- ・大垣市提出資料:放送機器123,200円のうち、学園負担13,200円と記載。そのうち、11万円は、大垣市の補助金であると収支決算書に書かれており、「老朽化した設備(放送機器)の修繕し、校内ベルを正常にさせるようになった。」(原文ママ)と書かれて

いる。放送機器はB株式会社から購入していることとなっており、金額は123200円で、「放送プログラムタイマー不具合調査修理」であるとされている。振込にかかるキャッシュサービスご利用明細は、十六銀行において、朝9時44分に123200円をBに振り込んだという内容が添付されている。なお、大垣市には、教材代を計上していない。

・羽島市提出資料:Bに関する放送機器(プログラムタイマー4回路、TT-104Bなどと記載がされているもの)代金123,200円(支払日は令和6年1月26日付)及びA書房2024年3月12日付お見積書217434円(楽しく学ぼう朝鮮のことわざ9部、練習課題帳国語初4(1)4部、課題帳社会初4が5部、課題帳算数初4が4部、課題帳理科初4が5部、課題帳日本語初4が4部、漢字練習帳初4が4部、練習課題帳国語初6(1)が2部、課題帳社会初6が3部、課題帳朝鮮歴史初6が2部、課題帳算数初6が2部、課題帳理科初6が2部、課題帳日本語初6が2部、漢字練習帳初6が2部、課題帳国語中1が4部、課題帳社会中1が4部、課題帳朝鮮地理中1が4部、課題帳朝鮮地理中1が4部、課題帳地理中1が4部、課題帳数学中1が4部、課題帳日本語中1が4部、課題帳英語中1が4部、お話集が6部、短編小説集が3部、夏休み宿題帳初4が4部、夏休み宿題帳初6が2部、夏休み宿題帳中1が3部、朝鮮語辞典電子版が14部、練習課題帳国語初4(2)が5部、練習課題帳国語初6(2)が3部、楽しく学ぼう朝鮮のことわざ5部、短編小説集(新しく来た友達)6部、短編小説集(拡大鏡)3部、絵本(木の橋と踊り子達6部)、短編小説集(風車)3部、コッソナイ中高級部編(46)3部、コッソナイ初級部編4部、雑誌へバラギ4月号6部、雑誌朝鮮中学生4月号3部、雑誌コッポンオリ春号3部、雑誌へバラギ5月号6部、雑誌朝鮮中学生5月号3部、雑誌へバラギ6月号6部、雑誌朝鮮中学生6月号3部、雑誌コッポンオリ夏号3部、雑誌へバラギ7,8月号6部、雑誌朝鮮中学生7,8月号3部、雑誌へバラギ9月号6部、雑誌朝鮮中学生9月号3部、雑誌コッポンオリ秋号3部、雑誌へバラギ10月号6部、雑誌朝鮮中学生10月号3部、雑誌へバラギ11,12月号6部、雑誌朝鮮中学生11,12月号3部、雑誌コッポンオリ冬号3部、雑誌へバラギ1月号6部、雑誌朝鮮中学生1月号3部、雑誌へバラギ2月号6部、雑誌朝鮮中学生2月号3部、雑誌へバラギ3月号6部、雑誌朝鮮中学生3月号3部が見積もり対象の書籍である)に基づくA書房同年日付領収書を含む形で補助対象経費として計上されている。

同一支出について自治体ごとに異なる自己負担額を示していることは、いずれか又は複数の申請において実際の負担状況と整合しない記載がなされている疑いを生じさせる。そのことは、羽島市、岐阜市及び大垣市の3自治体で同様に行われている事態である。

(3)教材費の実態

A書房への教材費217,434円の明細を確認すると、その一部が児童生徒向け教材(各教科課題帳、夏休み宿題帳、朝鮮語辞典、絵本、小説集等)であり、学校が少子化等により著しく在籍児童数が少なくなっている状況にあるとみられることからすると、かか

る購入部数の使途としては、大半が実質的に学校運営費ではなく児童生徒個人用の教材費とみて評価するほかない。

(4) 違法・不当性

1. 実支出超過による補助金制度の趣旨違反

補助金は実際にかかった経費の一部を公費で支える制度であり、実支出を超える補助金の交付は、補助金制度の趣旨に反する違法又は不当な支出である。3市補助合計が実支出を明らかに上回っている以上、羽島市による当該補助金の支出は、少なくとも実支出超過部分について違法又は不当な財務会計行為に該当する。

2. 同一経費に対する複数自治体補助(多重補填)

同一の放送機器123,200円及び教材購入費217,434円が、岐阜市・大垣市・羽島市の補助対象経費として重複して計上されている疑いがあり、同一経費に対する複数自治体からの補助(多重補填)による不当な支出に該当する可能性が高い。

3. 公平性・納税者の信頼の毀損

実支出を超える公費投入は、羽島市内の他の学校や納税者に対する公平性を著しく欠き、補助金制度全体への信頼を損なう違法又は不当な支出である。

2財政援助団体等監査における監査対象・監査手法の不十分性

(1) 補助金交付先と監査報告書名義の不一致

羽島市が岐阜朝鮮学園に対し交付している補助金の交付先は「学校法人岐阜朝鮮学園」であるにもかかわらず、過去約10年分にわたり、市に提出され「監査報告書」として扱われてきた文書は、いずれも「教育会理事会財政監事」名義であって、教育会の会計に対する監査報告書であり、補助金交付先である学校法人岐阜朝鮮学園の監事名義による監査報告書ではなかった。

教育会は学校法人とは別主体の団体であり、その内部監査は教育会自身の会計処理の適正性を確認するものであって、学校法人岐阜朝鮮学園に対する公金補助の適正性を直接担保するものではない。しかも、令和7年の10月頃、学校に対し提出させるよう市からお願いしてから、提出されるまで約4か月かかっている事情等もあるところである。いずれにしても、別団体の会計が出されたことに伴って、本来の提出されるべき年度内提出から提出されるべきタイミングを著しく超過した、約10年間分の年度にかかる支出(補助金額に増減があるものの、1年間を約5万としてみると約50万である)については、監査報告書が法人のものでなかったことが毎年出されていた問題について、要件を満たさなかったものとして、学校側に対し返還請求をすべきものと考えられる余地もある。

(2) 学校法人決算書のみを形式的に確認することの限界

羽島市監査委員事務局は、財政援助団体等監査において「学校法人の決算書自体は見ているが、学校法人監事による監査報告書までは確認していない」と説明している。しかし、学校法人の決算書だけでなく、監査報告書の確認も重要であると考えられ

る。その理由は、決算書は、あくまで法人の理事側が作成した財務書類にすぎず、その記載内容の適正性・真実性を担保するために、学校法人監事が行う監査と、監査報告書の作成が位置付けられているためである。

補助金交付先である学校法人の会計の適正性を検証するにあたって、学校法人決算書を確認しただけにとどまり、学校法人監事による監査報告書を求めてこなかったことは、本来確認すべき決算書の内容が法人の監事の監査結果として是認されていたか否かという点と、監事がどのような留意点・指摘をしているかといった重要な情報を看過してきたことを意味するところ、財政援助団体等監査としては不十分であると考えられる。

(3) 監査対象の取り違えと監査の実質欠如

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査は、財政的援助を受ける団体(本件では学校法人岐阜朝鮮学園)の「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」について監査する制度である。それに対し、市教育委員会は教育会監査報告書という別主体の内部監査に依拠し、市監査委員は学校法人については決算書のみ閲覧にとどまり、両者とも学校法人監事の監査報告書、特にその名義を確認していなかった。

この結果、補助金交付先の学校法人の会計が、監事の見解を含めて一体としてどうなっているのか、補助金の受入・支出が法人の監事のみから見てどう評価されているのかという監査が十分確認されないまま、「決算書がある」「(教育会の報告にすぎないことに気づかなかつたようであるが)教育会監査報告書がある」という形式だけで監査を終えてきたものである。

これは、監査対象団体(学校法人)と監査対象書類(教育会財政監査報告書)を事実上取り違え、学校法人の会計・補助金収支を内部監査報告書まで含めて検証するという監査委員本来の責務を尽くしてこなかったという意味で、財政援助団体等監査として実質を欠いた不十分かつ不当な監査であると評価せざるを得ない。

(4) 市長部局の審査の不備

市長部局においても、補助金交付に際し、本来求めるべき「学校法人岐阜朝鮮学園の監事による監査報告書」ではなく、教育会監査報告書をもって適正な決算・使途の根拠としてきた。

その結果、毎年の補助金の交付判断にあたって前提となる、法人の決算に監査が伴わない状態が継続していたことになるから、学校法人への補助金の適正使用を担保する審査として十分とはいえないものであった。このような不十分な審査に基づいて補助金を交付し続けてきたことは、不当な財務会計行為であると言わざるを得ない。

(5) 多重補填・実支出超過を見逃した構造的な原因

学校法人監事の監査報告書を確認せず、教育会監査報告書と学校法人決算書のみで済ませてきたこと等によって、確認の体制が不十分であったことが、岐阜市・大垣

市・羽島市の三市の補助金が同一の領収書の関係で支出され、結果として、3市補助合計が実支出を上回るという異常状態を長年にわたり検知できなかった構造的な原因となっている疑いが強い。すなわち、監査・審査体制の不備が、違法又は不当な支出を継続的に発生させた背景をなしている。

3児童生徒向け教材費に対する補助の問題

(1)教材費の内容

A書房への支払217,434円の明細は、以下のような児童生徒個人が使用する教材である。

(ア)課題帳関連

①練習課題帳(国語)や、課題帳(社会、算数、理科、日本語、朝鮮歴史の各科目)で、練習課題帳は初4が4部、初6が2部となっており、課題帳は、初4が社会と理科が各5部、算数と日本語が各4部となっている。初6における課題の課題帳は3冊であるが、朝鮮歴史、算数、理科、日本語は各2部となっている。漢字練習帳は、2部となっている。練習課題帳国語初4(2)は5部、同初6(2)は3部となっている。

②中級においては、中1が国語、社会、朝鮮地理、数学、理科、日本語、英語が各4部となっている。

(イ)夏休み宿題帳(初級4年・6年、中級1年)

初4年が4部、6年が2部、中1が1部となっている。

(ウ)朝鮮語辞典(電子版)

14部となっている。

(エ)雑誌

①へバラギ

各6部となっており、4月号、5月号、6月号、7・8月号、9月号、10月号、11・12月号、1月号、2月号及び3月号である。

②朝鮮中学生

各3部となっている

③コッポンオリ

各3部となっている。

(オ)絵本・短編小説集等の児童文学

(2)補助対象としての適格性の疑義

1. 要綱の文言と補助対象の範囲

羽島市「岐阜朝鮮学園に対する補助金交付要綱」第2条は、補助対象を「学園運営に必要な教育設備及び教材等の整備に要する経費」と定めている。

「学園運営に必要な教育設備及び教材等」とは、文理解釈上、学校施設として備え置かれ複数の児童生徒が共用する設備・備品(放送機器、机・椅子、黒板、体育用具、理科実験器具等)や、学校が所有・管理し授業や学校活動で共用される教材(教師用

指導書、掛図、図書室蔵書等)を意味すると解するのが自然である。

これに対し、本件教材は一部については児童生徒個人が各自1冊ずつ所持し、個別に書き込み、家庭学習にも用いる性質のものが含まれるとみられ、性質は個人用教材である。特に、課題が書いてある課題帳は、計算ドリルのようなものと考えられるので、基本的にそのような性質を持つのではないかと考えられる。

2. 学園運営費と個人教育費の峻別

補助金の趣旨からすれば、学園運営に必要な経費(学校法人が負担すべき運営費)と、児童生徒個人の学習活動に直接付随する個人教育費(副教材、ドリル、辞書等)は明確に区別されるべきであり、補助金は本来前者を支えるためのものである。

個人使用教材費を「学園運営に必要な教材等」として補助対象に含めることは、要綱第2条の趣旨を逸脱し、実質的に保護者の個人教育費負担を公費で肩代わりするものであって、補助対象経費の範囲外の支出、すなわち違法又は不当な支出に当たる疑いがある。

3. 他自治体の運用との比較

芦屋市では、一定の所得額以下の世帯に対し、市内に在住し、在日外国人学校に在学する外国人児童生徒の保護者に対して、学用品費を補助する制度(添付資料4)が置かれている。

このように、他自治体においても、学校に対する支援と、保護者の学用品費に対する支援とは、別個とされているというほかない。

これと比較すると、羽島市が学校運営補助の中に個人教材費を含めていることは、補助対象経費の範囲を不当に拡大し、補助金の性質(学校運営支援と個人教育費支援)を混同した違法又は不当な支出というべきである。

4. 他校・保護者との不公平

羽島市内の他の私立学校や公立学校に通う児童生徒の保護者は、ドリル・問題集・副教材・辞書等の個人使用教材を自己負担で購入している。岐阜朝鮮学園に通う児童生徒の個人教材費のみを公費(補助金)で賄うことは、羽島市内の他校に通う児童生徒及びその保護者との間に著しい不公平を生じさせるものであり、補助金行政における公平性の原則に反する不当な支出である。

4補助金交付制度全体の運用・審査体制の問題

(1) 審査の形骸化と違法・不当な支出の継続

羽島市における岐阜朝鮮学園への補助金交付が長年継続される中で、申請書類の実質的な審査、実績報告における支出の妥当性確認が形骸化し、「例年どおり交付」という慣行が続いてきた疑いがある。

このような形骸化した審査に基づく補助金の支出は、補助金交付要綱の趣旨に適合するか否かの実質的判断を経ないまま行われた支出であり、第1項ないし第4項に記載した違法又は不当な支出を長年にわたり発生させ続けた原因をなしている。

(2) 透明性・説明責任の欠如

補助金の使途、効果、他市との関係について、市民に対する十分な説明がなされておらず、補助金行政の透明性・説明責任が果たされていない。このことは、違法又は不当な支出が市民の目に触れることなく継続されてきた背景をなしている。

(3) 令和6年度羽島市補助金関係書類の問題点(資料8)

1. 申請の問題点

令和6年5月27日付補助金交付申請書においては、3「補助事業の経費及び財源計画」における「経費区分」の「支出科目」欄に「別紙予算書の通り」とあるほかは、記載がなく、金額の記載もなく、また、「財源区分」の「金額」の欄も未記入のまま教育政策課は5月28日に受付している。この申請書は、適切に記載をする必要があり、そのことは資料5の羽島市の要項において申請書の様式が明確に規定されていることから明らかである。

2. 予算書の問題点

「別紙予算書」として添付されている書類である以上、補助金交付申請書で区分されている「補助事業の経費及び財源計画」が示されるべきであるが、「収入」欄においては、羽島市補助金額の数字である49500円の記載はなく、県市町村補助金として合算で表記されているにとどまっており(当然のことながら県市町村ごとに制度が異なるものであり、補助対象なども微妙に異なる場合がある)、羽島市補助金額を1187800円に含んで考えても、羽島市補助金額が修繕費に経費のどれに負担させる計画であるのかも判然としない予算書であると言わざるを得ない。そもそも申請書で書かれている経費区分とは、経費の区分であるから、ただ単に経費の2文字を記入すれば区分をしたということにはならないので、経費の内訳を明示することが要件であると思われる。そして、羽島市補助金をいかなる経費に割り当てるのかの表示があるのかどうかについて検討すると、経費額として6965000円、うち修繕費50万、教材費30万という記載があることは予算書上認められるものの、羽島市としての補助金は49500円であるから、この49500円をいかなる経費に対して割り当てるのかについて何ら明示されていない予算書であると言わざるを得ない。

もっとも申請書の「5補助事業の効果」として「老朽化した設備の修繕」及び「母国語の習得」とあることからすれば、これらに対しての割り当てを予定していることはうかがえる。

3. 実施報告書の問題点

1. 財政監査報告書

他で述べたので省略する。

2. 決算書

49500円の羽島市の補助金額は、決算書上、49500円という具体的な記載はなく、県市町村補助金として一連一体のものとして扱われるにとどまる。また、支出において、

経費4587860円という表記があり、うち修繕費44000円と記載があるが、予算で示されていた修繕費50万の11分の1程度になっており、修繕費が著しく減少しているもののその理由については何ら言及がなく、教材費については予算書上は30万円と記載があったのに対し、決算書上は、30万円の金額すら記載がない。従って、決算書上、羽島市としての支出額49500円のうち、全額が修繕費に割り当てられたものと仮定しても、残額5950円の使途が明記されない決算書であると言わざるを得ない状況にある。残額5950円の使途が明らかでないのにそのまま支出されている事も違和感がある。また、設備備品額の金額は一切、言及がないし、「組合支払利息」「組合元金返済」の趣旨、また、資産勘定がマイナスの意味なども不明である。

(2) 令和4年度羽島市補助金関係書類の問題点(資料9)

1. 申請書の問題点

令和4年6月27日付補助金交付申請書においては、3「補助事業の経費及び財源計画」における「経費区分」の「支出科目」欄に「別紙予算書の通り」とあるほかは、記載がなく、金額の記載もなく、また、「財源区分」の「金額」の欄は49500円と記載はされているが、収入科目に羽島市補助金とあるだけで、合計収入金額の記載はないまま教育政策課は6月28日に受付している。この申請書は、適切に記載をする必要があり、そのことは資料5の羽島市の要項において申請書の様式が明確に規定されていることから明らかである。

2. 予算書の問題点

「別紙予算書」として添付されている書類である以上、補助金交付申請書で区分されている「補助事業の経費及び財源計画」が示されるべきであるが、「収入」欄においては、羽島市補助金額の数字である49,500円の記載はなく、縣市町村補助金として合算で表記されているにとどまっており(当然のことながら縣市町村ごとに制度が異なるものであり、補助対象なども微妙に異なる場合がある)、羽島市補助金額を1,151,000円に含んで考えても、羽島市補助金額が修繕費に経費のどれに負担させる計画であるのかも判然としない予算書である。そもそも申請書で書かれている経費区分とは、経費の区分であるから、ただ単に経費の2文字を記入すれば区分をしたということにはならないので、経費の内訳を明示することが要件であると思われる。そして、羽島市補助金をいかなる経費に割り当てるのかの表示があるのかどうかについて検討すると、経費額として7,680,692円、うち修繕費1,000,000円、教材購入費200,000円という記載があることは予算書上認められるものの、羽島市としての補助金は49,500円であるから、この49,500円をいかなる経費に対して割り当てるのかについて何ら明示されていない予算であると言わざるを得ない。

もっとも申請書の「5補助事業の効果」として「老朽化した設備の修繕」及び「母国語の習得」とあることからすれば、これらに対しての割り当てを予定していることはうかがえる。

3. 決算書の問題点

49,500円の羽島市の補助金額は、決算書上、49,500円という具体的な記載はなく、県市町村補助金1,452,000円として一連一体のものとして扱われるにとどまる。また、支出において、経費8,691,730円という表記があり、うち修繕費3,696,000円と記載があるが、予算で示されていた修繕費1,000,000円の約4倍の金額になっており、修繕費が著しく超過しているもののその理由については何ら言及がなく、教材費については予算書上は20万円と記載があったのに対し、決算書上は、教材費の項目すら記載がないから、教材費支出があったのかどうか、少なくとも決算書上は明らかではない。

資産勘定がマイナスの意味なども不明である。

4. 大垣市補助金申請書類との不整合

同一の時期にかかる大垣市補助金の申請書類(資料10)の令和5年3月31日付岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書添付収支決算書における総事業費3685000円のうち、大垣市補助金11万、岐阜朝鮮学園の負担額3575000円とかかれており、羽島市補助金49500円について一部が屋根防水工事の令和5年3月2日C建設の支出2915000円、また天井張り替えの令和4年5月18日C建設の支出770000円、そして有限会社D11000円の支出にあてられていることからすると、大垣市補助金申請書類に書かれている収入額合計額3685000円のうち、支出額天井修理額770000円及び雨漏り天井補修額2915000円について、いずれも、大垣市補助金以外の部分は岐阜朝鮮学園が負担するとなっている書類であるが実際には羽島市が負担している以上、羽島市に対する申請内容と、大垣市に対する申請内容は整合していない状態にあるとみられる。

5. 岐阜市補助金申請書類

岐阜市において、令和5年3月14日に、補助事業等実績報告書が岐阜市長あてとして出されており、収入2915000円、支出2915000円として計上され、収入額は岐阜市補助金291000円以外は朝鮮学園支出となっている。支出は、屋根防水工事として2550000円、追加工事100,000円、それらにかかる消費税として265,000円が計上されている。続いて、領収年月日についてみると、令和5年3月2日にC建設株式会社が交付している。従って、2915000円の本件工事に関連させる形で羽島市や、大垣市から補助金をもらっている可能性がある(少なくとも書類上は、それらの領収書が両市に出されているようである)のに、そのことは岐阜市への書類には明記されず、あたかも朝鮮学園が全額自費負担しているかのごとき決算書となっている状態にある。このような不整合は、問題であると考える。

第3請求期間について

本件各補助金交付は令和5年度を中心に行われており、令和6年3月31日までの年度であることから、請求日時点において、形式上は地方自治法第242条第2項の「1年以内」の期間を経過している可能性がある。

しかしながら、(1)請求人は最近になって情報公開請求等により各市の申請書・報告書を手し、これらを突き合わせることで、初めて同一経費に対する多重補填の疑いに気付いたものである。なお、その時期は、令和8年2月下旬であった。

また、別団体である教育会の監査報告書に依拠した決算となっていた問題が確定したのは、法人から当該事項の補正のあった報告書の提出があった令和8年1月下旬であった。

さらに、(1)請求人が教材費の課題を認識したのは、一連の問題を相談した際に先方から指摘があったタイミングであり、その時期は、令和8年2月下旬であった。

各市及び学園側は自主的にこれらの情報を公表しておらず、また羽島市監査委員による財政援助団体等監査も本件のような補助重複の実態を検証・指摘してこなかったため、住民として知りようがなかった。なお、(2)請求人は、(1)から事情を聞いて事態を知った。

よって、かかる事態を請求人らが認識してから、速やかに本請求を行っているところ、本請求には「正当な理由」(地方自治法第242条第2項ただし書)があると認められるべきである。

第4求める措置

請求人らは、地方自治法第242条第1項に基づき、以下の措置を求める。

(1)令和5年度における学校法人岐阜朝鮮学園に対する補助金49,500円の支出について、同一経費に対する岐阜市及び大垣市の補助金と合算した結果、実支出340,634円を超える補助がなされているとみられることから、補助金を支出した市長及びその補助者として教育委員会としては、当該支出(49,500円)全額の同法人に対する返還請求を講ずるべきであること、および、今後同法人による同種の不適切支出を行われることのないよう、補助対象年度における同様の制度を設けている他自治体との情報交換制度の導入などの再発防止策を講ずること。

(2)他年度分についても、違法又は不当な支出があると認められる場合には、学校法人岐阜朝鮮学園に対し、当該部分の返還請求を行うこと。

(3)A書房教材費217,434円のうち、児童生徒個人が使用する課題帳等への補助が、補助金交付要綱第2条に定める「学園運営に必要な教育設備及び教材等の整備に要する経費」の範囲を逸脱した違法又は不当な支出に該当しないか監査のうえ、該当すると認められる場合には、当該支出の返還請求及び再発防止策を講ずること。

(4)上記各項の違法又は不当な支出について、関係職員に過失が認められるときは、当該職員に対する賠償請求の可否を検討し、必要な措置を講ずること。

第5添付資料

1. 令和5年度分岐阜市関係書類
2. 令和5年度分大垣市関係書類
3. 令和5年度分羽島市関係書類

4. 芦屋市資料(在日外国人学校就学補助金の給付)
 5. 羽島市「岐阜朝鮮学園に対する補助金交付要綱」令和3年4月1日施行
 6. 教育会理事会財産監事名義の監査報告書(平成29年5月23日付平成28年度財政監査報告書、令和1年5月26日付平成30年度財政監査報告書、令和2年5月15日付令和1年度財政監査報告書、令和3年5月8日付令和2年度財政監査報告書、令和4年4月30日付令和3年度財政監査報告書、令和5年4月26日付令和4年度財政監査報告書、令和6年5月8日付令和5年度財政監査報告書及び令和7年5月7日付令和6年度財政監査報告書。平成29年は法人の監査報告であったのでこれに含まない。)
 7. 令和4年度羽島市監査委員による財政援助団体等監査結果報告書
 8. 令和6年度羽島市関係書類
 9. 令和4年度羽島市関係書類
 10. 令和4年度大垣市関係書類
 11. 令和4年度岐阜市関係書類
- 以上

※会社名については、アルファベット表記とした。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の法定要件を備えているものと認め、令和8年3月25日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

(1) 地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し令和8年4月17日陳述の機会を設けた。なお、陳述の際、地方自治法第242条第8項の規定に基づき関係職員を立ち会わせた。

(2) 陳述の要旨(先に提出された羽島市職員措置請求書と重複する部分は除く)は、概ね次のとおりである。

ア 私が発見しました三重取り疑惑を生じている領収書の問題がございます。この問題につきましては、4月12日に産経新聞の朝刊一面トップ記事、また三面記事として併せて報道がされております他、ネットなどでも大きな話題となっております。

イ 世論の反響としては、今回の疑惑については、朝鮮学校側の擁護論が見受けられない状況であり、怒りの声が市内を初め県内各地、また日本でも北海道から

沖縄まで、遠くは東南アジアのタイやオセアニアのニュージーランドなどの海外の日本人コミュニティの方からも上がるほどの状況となっております。

ウ 普段は朝鮮学校の生徒さん、応援しているとみられる方からも、失望の声が上がっております。さらには、私のところには、当該学園の卒業生の方からも、今回の補助金問題について厳格に対応してほしいという声を頂戴いたしました。

エ 監査請求者としては、ぜひとも学校の方に入っていただいて、書類等をご覧になっていただけたらなと思っております。

オ 学校側の関係者は、新聞報道によりますと、産経新聞社の取材に対し、朝鮮総連を窓口としてほしいという発言をしたという報道もありましたので、必要であるならば、状況によっては朝鮮総連への確認も必要である可能性があると考えます。

カ 教育会は、学校法人とは別団体であり、財政監事が学校法人の監事と同じ方なのか否かも、3月議会の方で私も質問いたしましたけれど、明らかにはなっておりません。

2 監査対象事項

令和5年度の補助金につき、他市からも補助金の交付を受けた結果、補助金の合計が実支出額を超えていること、及び教材費に対する補助が補助対象経費の範囲を逸脱していること、並びに平成28年度から令和6年度（平成29年度を除く）の補助金につき岐阜朝鮮学園の監査報告書を欠くこと等から、市は岐阜朝鮮学園に対し補助金の返還請求権を有しその管理を違法又は不当に怠る事実があるかを対象とする。

また、請求人は財政援助団体等監査における監査が十分に行われていないとしているが、監査委員が監査を行うことについては公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理に該当しないため、却下する。

3 監査対象課

教育委員会事務局 教育政策課

4 関係職員の陳述、関係資料の提出

監査対象課に対し、事前に関係資料の提出を受けるとともに、地方自治法第24条第8項の規定に基づき、関係職員の陳述を令和8年4月17日に実施した。

なお、関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき請求人を立ち会わせた。

関係職員の陳述及び関係資料に記載されている市の見解は、以下のとおりである。

(1) 事案の概要

ア 令和5年度の補助金に関する経緯について

学校法人岐阜朝鮮学園(以下「朝鮮学園」という。)より、岐阜朝鮮学園に対する補助金交付要綱(令和3年教育委員会告示第10号。以下「補助金交付要綱」という。)第4条の規定に基づき、羽島市長は、令和5年6月13日付け補助金交付申請書の提出を受けた。

朝鮮学園に対する補助金(以下「朝鮮学園補助金」という。)の事務については、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成27年羽島市規則第2号)に基づき羽島市長より羽島市教育委員会(以下「市教委」という。)に補助執行がされていることから、市教委において内容の審査を行い、令和5年7月20日に49,500円の補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を送付した。

朝鮮学園より、令和5年8月7日付け補助金交付請求書の提出がされたため、令和5年8月25日に支払いを行った。

朝鮮学園より、令和5年5月20日付け補助事業実施報告書、令和6年5月8日付け令和5年度財政監査報告書の提出を受けた。

市教委にて当該書類を審査し、令和6年5月24日に49,500円の補助金額の確定を行い、通知書を送付した。

イ その他の年度の補助金に関する経緯について

令和6年度、令和4年度から平成30年度まで及び平成28年度の朝鮮学園補助金の支出の経緯は次のとおりである。

	申請日	交付決定日	交付決定額	請求日	支払日	実施報告日	確定通知日	確定額
H28	H29.3.22	H29.3.28	75,000	H29.3.28	H29.4.11	H29.5.30	H29.6.16	75,000
H30	H31.1.28	H31.2.4	70,000	H31.2.12	H31.2.20	R1.5.28	R1.5.31	70,000
R1	R1.10.31	R1.11.11	65,000	R1.11.12	R1.11.25	R2.5.25	R2.5.28	65,000
R2	R2.6.18	R2.6.29	54,000	R2.7.2	R2.7.15	R3.5.25	R3.5.27	54,000
R3	R3.6.28	R3.7.9	49,500	R3.7.21	R3.7.30	R4.5.13	R4.5.20	49,500
R4	R4.6.27	R4.7.6	49,500	R4.7.11	R4.7.25	R5.5.17	R5.5.24	49,500
R6	R6.5.27	R6.7.22	49,500	R6.8.27	R6.9.13	R7.5.13	R7.5.15	49,500

ウ 財政監査報告書の再提出について

朝鮮学園から平成28年度から令和6年度までの補助事業実施報告の際に提出されてきた財政監査報告書について、平成29年度以外は監事が「学校法人岐阜朝鮮学園 教育会理事会 財政監事」(平成29年度のみ「学校法人 岐阜朝

鮮学園 監事」と記載)となっていた。

市教委は、岐阜朝鮮学園と岐阜朝鮮学園教育会について、同一の組織だと認識していたが、令和7年10月に請求人の1人から指摘を受けた際に調査を行ったところ、「岐阜朝鮮学園教育会」という組織については、運営資金の確保や教育環境の整備を目的とした父母を中心とした集まりであるということを確認した。そのため、朝鮮学園に対し、財政監査報告書の監事の記載の誤りについて指摘を行い、令和8年1月に朝鮮学園より、監事が「学校法人 岐阜朝鮮学園 監事」となっている平成29年度を除く平成28年度から令和6年度までの財政監査報告書の提出を受けたところである。

(2) 市の見解について

ア 令和5年度朝鮮学園補助金における同一経費に対する多重補填について

(ア) 事実の確認

請求人より提出があった資料を確認したところ、朝鮮学園より羽島市、岐阜市及び大垣市に同一の領収書が提出され、三市の補助金額の合計額が補助対象経費を上回る可能性を認識した。また、岐阜市及び大垣市の補助金額の合計額で補助対象経費が賄えるのにも関わらず、羽島市に対し羽島市の補助金で補助対象経費を賄ったとする補助事業実施報告書が提出された可能性を認識した。

そのため、岐阜市及び大垣市に連絡した上で令和8年3月25日に二市に対し情報公開請求を行うとともに、令和8年3月31日に朝鮮学園の担当者に連絡し、事実関係の把握に努めている。

令和8年4月7日に、朝鮮学園の担当者より連絡があった際、早急に会って確認したい旨を改めて伝えた。

今後、引き続き事実確認等を行う。

(イ) 対応について

(ア)の通り事実関係の確認を行った結果、朝鮮学園において羽島市からの補助金を他の目的又は用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したことが判明した場合は、羽島市補助金交付規則(昭和44年羽島市規則第8号)第15条第1項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、同規則第16条第1項に基づき期限を定めて、その返還を求めることとする。

(ウ) その後、岐阜市、大垣市に情報公開請求を行っており、大垣市からは届いたが、岐阜市からはまだ届いていない状況である。また、4月16日に岐阜市、大垣市とともに岐阜朝鮮学園に赴き、令和5年度の資料の内容について確認を行った

が、まだ内容の精査まで至っていない。また、岐阜市に行っている情報公開請求の資料が届き次第、直ちにその確認を行い、事実関係の確認を行った結果、岐阜朝鮮学園において羽島市からの補助金を他の目的又は用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したことが判明した場合は、補助金の返還請求等を行うことを念頭に顧問弁護士とも相談しながら適切に対応していきたいと考えている。

イ 児童生徒向け教材費に対する補助について

補助金交付要綱において、「補助金の対象経費は、当該学校の施設整備費及び教材費」となっており、特に個人用か否かについては規定していない。

個人に配付される教材を購入しているとしても、補助対象団体である同学園が支出している教材費であることから、補助対象経費に該当すると考えている。

なお、個人教材の購入について、市内小中義務教育学校児童生徒の教材費については概ね保護者が負担しているが、同学園において学校か保護者のいずれが負担するかについては、同学園内部で判断するものであると考えている。県内においても、個人使用の教材の費用を公費で負担している自治体もある。

そもそも本補助金は、市内在住の児童生徒が通う、義務教育に準ずる教育と民族教育を行う外国人学校に対する、教育施設設備等の充実を図るための社会的支援が必要であると判断し、奨励助成としての補助金を同交付要綱に基づき交付している。

よって児童生徒向け教材費に対する補助について違法又は不当はない。

ウ 補助金交付制度全体の運用・審査体制について

(ア) 市長部局(市教委)の審査について

(1)ウによる再提出前の財政監査報告書は、確かに「学校法人岐阜朝鮮学園教育会理事会 財政監事」名義でなされているものの、監査の対象が「学校法人 岐阜朝鮮学園」、監査の範囲が「〇年度の事業による収支決算」、本文に「〇年度の法人役員、理事の皆さん」と記載があり、朝鮮学園理事長の原本証明が付されていることから、法人の監事が適正に監査を行った書類であると判断したものである。

よって、審査の不備について違法又は不当はない。

(イ) 多重補填・実支出超過の把握について

補助金交付要綱及び羽島市補助金交付規則において、補助事業の実施報告が規定されているが、これは補助金を受ける者に対し、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添付して実施報告を行う義務を定めるものであり、市教

委において他自治体の補助金の交付状況まで網羅的に収集・照合する義務はない。

市教委としては、提出された実施報告書、収支決算書、領収書その他の証憑書類に基づき、補助対象経費や金額の妥当性等について確認を行っており、請求人の主張するような異常状態については通常想定しておらず、監査・審査体制に不備があったとはいえない。

(ウ) 透明性・説明責任について

補助金交付要綱は市の例規集に掲載されておりインターネットでも確認することが可能であること、行政報告書や事業概要については市役所3階の情報公開コーナーにて自由に閲覧できること、議会資料として適宜ホームページで公開されること等から、補助金行政の透明性・説明責任は十分に果たされている。

他市との関係については、朝鮮学園補助金は岐阜県や周辺市町においてもそれぞれの判断で交付しており、それぞれの自治体で情報提供がされているため、市教委において説明する責任があるわけではない。

(エ) 令和6年度羽島市補助金関係書類について

a 補助金交付申請書について

羽島市補助金交付規則において、「補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記載した書類を添付した補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。」とされている。

令和6年度の補助金交付申請書では、「別紙予算書のとおり」として別紙の存在が示されており、それらに必要事項が記載されていることから問題はない。

また、羽島市補助金の額は「4 補助金交付申請額」の欄において49,500円と総額が示されており、「3 補助事業の経費及び財源計画」の欄において記載を欠くとしても問題はない。

b 予算書について

朝鮮学園補助金の補助対象経費は施設整備費及び教材費であるところ、予算書には修繕費50万、教材費30万との記載があること、申請書において「老朽化した設備の修繕」という記載があることから、少なくとも羽島市の補助金がこれに充てられる見込みであると解釈すべきであり、不当な点はない。

c 実施報告書について

(a) 財政監査報告書について

ウ(ア)のとおりである。

(b) 決算書について

羽島市の補助金額は明記されていないものの、交付決定をしていることから、
区市町補助金に包含されていると考えるのが妥当であり、不当な点はない。

確かに決算書には修繕費の記載しかないものの、補助対象経費が教材費
である朝鮮学園補助金において教材費の領収書を提出している以上、当該領
収書についても考慮に入れるべきであり、不当な点はない。

修繕費の決算額が予算額から大きく減少していること、整備備品の欄が空欄
になっていること等は、原則、法人における監査の問題であり、原本証明がある
以上、合計額が合わない等の明らかな異常がない限り、法人の監査委員により
適切に監査が行われている前提で実施報告の確認を行えば足り、不当な点は
ない。

(オ) 令和4年度羽島市補助金関係書類について

a 補助金交付申請書について

羽島市補助金交付規則において、「補助金の交付を受けようとする者は、次
の各号に掲げる事項を記載し、又は記載した書類を添付した補助金交付申請
書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。」とされている。

令和4年度の補助金交付申請書では、「別紙予算書のとおり」として別紙の存
在が示されており、それらに必要事項が記載されていることから問題はない。

また、羽島市補助金の額は「3 補助事業の経費及び財源計画」の欄及び「4
補助金交付申請額」の欄において49,500(円)と示されており、合計欄に記載
を欠くとしても問題はない。

b 予算書について

朝鮮学園補助金の補助対象経費は施設整備費及び教材費であるところ、予
算書には修繕費1,000,000、教材費200,000との記載があること、申請書に
おいて「老朽化した設備の修繕」という記載があることから、少なくとも羽島市の
補助金がこれに充てられる見込みであると解釈すべきであり、不当な点はない。

c 決算書について

羽島市の補助金額は明記されていないものの、交付決定をしていることから、
区市町補助金に包含されていると考えるのが妥当であり、不当な点はない。

修繕費の決算額が予算額から大きく増加していること、教材費の記載がないこ
と等は、原則、法人における監査の問題であり、原本証明がある以上、合計額
が合わない等の明らかな異常がない限り、法人の監査委員により適切に監査が

行われている前提で実施報告の確認を行えば足り、不当な点はない。

- d 大垣市補助金申請書類、岐阜市補助金申請書類との関係について
いずれの自治体の書類についても、羽島市が関与するものではないという認識であり、各市において判断されるべきものである。

エ 結論

以上より、この度の令和8年3月12日付け羽島市職員措置請求書に対し、棄却を求めるものである。

第4 監査結果

1 事実の確認

(1) 羽島市の補助金交付規則について

公益上の必要により支出する補助金について、市は羽島市補助金交付規則を制定し、補助金の交付の申請、決定そのほかの手續等に関する基本的事項を定め、補助の原則として、第3条第1項において「補助金は、公益上特に必要があると認められる場合に限り、財政の状況を考慮してこれを交付することができる。」とされ、同条第2項において「各主管課長は、その所管に係る補助金の交付に当たっては当該補助金が法令等及び予算の定めるところに従って公正、かつ、効率的に使用されるよう努めなければならない。」とされている。

また、第10条第1項は「補助事業者は、法令等の規定並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行わなければならない。」、同条第2項は「補助事業者は、その交付された補助金を他の目的又は用途へ使用してはならない。」と定め、これを受けて、第15条第1項は「市長は、補助事業者が補助金を他の目的又は用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」、第16条第1項は「市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。」と定めている。

さらに、本件補助金の交付は補助金交付要綱において、具体的に定められている。

(2) 岐阜朝鮮学園補助金について

岐阜朝鮮学園補助金は、補助金交付要綱第1条において、「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校に対し、教育環境の整備を図るため交付する補助金」

とされており、第2条第2項において、助成対象を「補助金の対象経費は、当該学校の施設整備費及び教材費とする。」とされている。また、第3条第1号においては補助金の額を、「定額補助は、45,000円とする。」また、同条第2号においては「生徒数割補助は、羽島市から通学する児童生徒数に4,500円を乗じた額とする。」として、予算の範囲内において交付するものとされている。

また、補助金交付要綱は羽島市のホームページの例規集に掲載されており、その補助事業については市役所の情報公開コーナーにおいて行政報告書や事業概要などで確認できる。

(3) 岐阜朝鮮学園について

岐阜朝鮮学園は、学校教育法第134条第1項の「各種学校」にあたり、同条第2項において各種学校に準用すると規定されている。また、私立学校法第2条第2項において「各種学校」とは学校教育法第134条第1項に規定する各種学校をいう。」とされており、その所轄庁は私立学校法第4条において、都道府県知事とされている。

また、同法第18条第1項において、「学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。」とし、同法第23条には「学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。」とされ、寄附行為において監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項が定められている。

(4) 当該団体の平成28年度から令和6年度(平成29年度を除く)監査報告書について

平成28年度から令和6年度(平成29年度を除く)に、岐阜朝鮮学園から提出された実施報告書には、当該団体の決算書にかかる監査の対象を「学校法人 岐阜朝鮮学園」、監査の範囲が「当該年度の事業による収支決算」、監査の期間が「当該年4月1日から当該年3月31日まで」、監事が「学校法人 岐阜朝鮮学園教育会理事会 財政監事」とされた監査報告書が添付されていた。

その後、令和8年1月になって、監事が「学校法人岐阜朝鮮学園 監事」と訂正され、それ以外は変更がない監査報告書が再提出された。

再提出を受けた理由としては、市教委は「岐阜朝鮮学園教育会」と「岐阜朝鮮学園」を同一の組織と認識していたが、「岐阜朝鮮学園教育会」という組織が、運営資金の確保や教育環境の整備を目的とした父母を中心とした集まりであることを確認したため、監事の誤記を指摘したところ、正しい記載の監査報告書が再提出された。

とのことであった。

(5) 教育委員会への補助執行事務について

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条別表第2において、「補助執行事務に係る補助金・委託金等の他の機関に対する申請及び報告に関すること。」が補助執行事務として定められている。

(6) 令和5年度における当該団体への補助金支出の状況について

	羽島市	岐阜市	大垣市
補助金交付申請書	令和5年6月13日	令和5年5月8日	令和5年6月20日
補助金交付決定通知書	令和5年7月20日	令和5年5月8日	令和5年6月23日
補助金交付請求書	令和5年8月7日	—	令和6年5月14日
補助金支払日	令和5年8月25日	—	令和6年5月24日
補助事業実施(実績)報告書	令和6年5月20日	令和6年3月14日	令和6年3月31日
補助金確定通知書	令和6年5月24日	令和6年3月28日	令和6年3月31日
補助対象経費	放送設備修繕 123,200 円 教材(書籍) 217,434 円	放送設備修繕 123,200 円 教材(書籍) 217,434 円	放送設備修繕 123,200 円
補助金額	49,500 円	275,000 円	110,000 円

※提出された資料から確認できないものについては「—」で明記した。

上記の表から、三市の補助金額の合計が補助対象経費を上回る可能性が確認できる。また、補助金確定通知書の順番からは、岐阜市、大垣市の補助金額で補助対象経費が賅える可能性があることが確認できる。

(7) 三市において重複を認識後の市の対応について

羽島市は、令和8年3月25日に岐阜市、大垣市に対し情報公開請求を行うとともに、令和8年3月31日に朝鮮学園の担当者に連絡し、事実関係の把握に努めている。また、羽島市は令和8年4月7日に朝鮮学園の担当者から連絡があった際に、早急に事実確認を行いたいと伝えている。

その上で、羽島市からの補助金を他の目的又は用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違

反したことが判明した場合は、羽島市補助金交付規則に則り補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、返還を求めることとしている。

2 判断

(1) 市は岐阜朝鮮学園に対し補助金の返還請求権を有し、その管理を違法または不当に怠る事実があるか。

ア 令和5年度において同一請求の経費に対する複数自治体からの多重補助により、実支出額を超える補助がなされているという主張について

(ア) 「1 事実の確認(6)」から同一経費に対し、複数自治体からの補助があり、その補助額は実支出額を超えていることは確認できる。市は、岐阜市、大垣市の補助金確定後に羽島市の補助金確定が行われていることから、羽島市の補助額の全額が目的以外に支出されたと確認できた。

そのため、市は、既に、令和8年5月1日補助金の交付決定を取り消し、目的以外に支出している羽島市補助金全額の返還を岐阜朝鮮学園に対し求めている。

したがって、市が岐阜朝鮮学園に対し補助金の返還請求権の管理を違法若しくは不当に怠っているという主張には理由がない。

イ 令和5年度の教材費が補助対象経費の範囲を逸脱しているかについて

(ア) 請求人は個人使用教材費を補助対象としていること、他自治体の運用との比較から違法ではないか、また他校・保護者との不公平であると主張しているが、「1 事実の確認(2)」にあるように、補助金交付要綱においては、岐阜朝鮮学園への補助金の趣旨は「学校法人岐阜朝鮮学園岐阜朝鮮初中級学校に対し、教育環境の整備を図るため交付する補助金」とされている。また、補助金の助成対象も「補助金の対象経費は、当該学校の施設整備費及び教材費とする。」とされており、個人用か否かについての規定はされていない。

そのことから、岐阜朝鮮学園が補助金を補助対象経費内でどのように使用するかは岐阜朝鮮学園内で判断できると解釈できるため、補助金が個人使用教材費に充てられているとしても、違法若しくは不当とは言えない。よって、請求人の主張は認められない。

ウ 平成28年度～令和6年度(平成29年度を除く)について、岐阜朝鮮学園の

監査報告書がなく、補助金申請及び実施報告書の精査が行われていないという主張について

(ア) 市長部局(市教委)の審査について

「1 事実の確認(3)」から、岐阜朝鮮学園は、「各種学校」にあたり、私立学校法において、寄附行為をもって岐阜県知事の認可を受けた学校法人である。そのため、岐阜朝鮮学園は寄附行為において、監事が定められていることになる。

請求人は「教育会の会計に対する監査報告書」が提出されていたため、実施報告書の審査が不十分であると主張している。

しかし、「1 事実の確認(4)」にあるとおり、岐阜朝鮮学園から提出された実施報告書に添付された、当該団体の決算書にかかる監査報告書の監査の対象は「学校法人 岐阜朝鮮学園」としており、監査の範囲は「当該年度の事業による収支決算」となっている。また、監査の期間は「当該年4月1日から当該年3月31日まで」であり、監事は「学校法人 岐阜朝鮮学園教育会理事会 財政監事」とされた監査報告書である。

すなわち、監査の対象は、「教育会の会計」に対するものではなく、「学校法人 岐阜朝鮮学園」の監査報告書であることは明らかであり、監事の名称が「岐阜朝鮮学園教育会理事会 財政監事」となっている点は、単純な誤記と認められる。

後日、請求人の指摘により、岐阜朝鮮学園から監査報告書の再提出が行われているが、それはかかる単純な誤記を訂正しただけのものであるから、この補助金の交付に対し本質的な意味で左右されない。

また、担当課は補助団体から提出される書類は当然に羽島市の補助金に対する書類が提出されていると判断の上、審査を行っている。今回判明した他市との重複については通常的判断の中では想定されておらず、当該年度の審査が違法若しくは不当なものとは言えない。

よって、請求人の主張は認められない。

(イ) 透明性・説明責任について

請求人は補助金の使途、効果、他市との関係について、市民に対する十分な説明がなされていないと主張しているが、「1 事実の確認(2)」にもあるように、羽島市のホームページにおいて、補助金交付要綱が確認でき、また情報公開コーナーにおいて、行政報告書や事業概要など確認できる状況となっており、請求人の主張は認められない。

(ウ) 令和6年度羽島市補助金関係書類について

請求人は令和6年度の補助金の書類について、申請書及び予算書、実施報告書及び決算書において、不備があると主張している。

この点、申請書の記載について、「3 補助事業の経費及び財源計画」の経費区分は「別紙予算書のとおり」として、別紙の岐阜朝鮮学園の予算書にて確認できる。予算書における経費には、「修繕費50万」、「教材費30万」との記載があり、羽島市の補助金をそれらに充てる見込みであると確認できる。

また、「3 補助事業の経費及び財源計画」の財源区分は「羽島市補助金」と記載されているところ、当該補助金の金額については、「4 補助金交付申請額」の欄において「49,500円」と金額が記載されているため、申請書の記載としては足りている。

さらに、実施報告書に添付された決算書の記載について、請求人は、使途が明らかでない金額があると主張している。

この点、決算書上、収入欄における補助金額は「縣市町村補助金」として一括記載されており、羽島市の補助金額は明記されていないものの、交付決定をしていることから、「縣市町村補助金」の金額に羽島市の補助金額が包含されていることは明らかである。

また、支出欄において、補助対象経費としては「内修繕費:44,000円」とされているほか、それ以外に教材費150,688円の領収書が提出されており、羽島市の補助金49,500円を上回る補助対象経費があることが確認できる。

よって、令和6年度羽島市補助金関係書類について不備があるとは言えず、不当とまでは言えないから、請求人の主張は認められない。

(エ) 令和4年度羽島市補助金関係書類について

請求人は上記(ウ)と同様に、令和4年度の補助金の書類についても、申請書及び予算書、実施報告書及び決算書において、不備があると主張している。

しかし、申請書の記載について、「3 補助事業の経費及び財源計画」の経費区分は「別紙予算書のとおり」として、別紙の岐阜朝鮮学園の予算書にて確認できる。予算書における経費には、「修繕費1,000,000」、「教材費200,000」との記載があり、申請書において「老朽化した設備の修繕」「母国語の修得」という記載があることから、羽島市の補助金をそれらに充てる見込みであると確認できる。

また、「3 補助事業の経費及び財源計画」の財源区分についても、「羽島市補助金 49,500円」と金額が記載されており、不備はない。

さらに、実施報告書に添付された決算書の記載について、請求人は、使途が明らかでない金額があると主張している。

この点、決算書上、収入欄における補助金額は「縣市町村補助金」として一括記載されており、羽島市の補助金額は明記されていないものの、交付決定をしていることから、「縣市町村補助金」の金額に羽島市の補助金額が包含されていることは明らかである。

また、支出欄において、「内修繕費:3696000」という記載があり、羽島市の補助金が補助対象経費に充てられたことが確認できる。

よって、令和4年度羽島市補助金関係書類について不備があるとは言えず、不当とまでは言えないから、請求人の主張は認められない。

3 結論

以上の判断から、令和5年度の補助金につき、他市からも補助金の交付を受けた結果、補助金の合計が実支出額を超えていること、及び教材費に対する補助が補助対象経費の範囲を逸脱していること、並びに平成28年度から令和6年度（平成29年度を除く）の補助金につき、岐阜朝鮮学園の監査報告書を欠くこと等から、市は岐阜朝鮮学園に対し、補助金の返還請求権を有し、その管理を違法又は不当に怠っているという請求には、理由がないと認められるので、棄却し、財政援助団体等監査における監査が十分に行われていないという請求は、監査委員が監査を行うことについては公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理に該当しないため、却下する。

4 意見

本件補助金は、当然に正しい実施報告書が岐阜朝鮮学園から提出されているとの認識のもとに羽島市において補助金の支出を行ってきたが、今回の請求で令和5年度の補助金において他市との重複受給が確認され、羽島市補助金交付規則の規定に基づき、返還を求める結果となった。他年度においても、同様のことがないか確認されたい。また今後、このようなことが起きないように、再発防止策の検討をされたい。